

教義指第815号  
令和2年12月25日

各市町村教育委員会教育長 }  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

### 冬季休業期間後の感染防止対策の再徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和2年12月23日付け教義指第802号「冬季休業期間中の感染防止対策の再徹底について（通知）」において、部活動と学校外での感染防止対策の再徹底をお願いしたところですが、冬季休業期間後も医療体制が厳しい状況が続くと考えられます。また、県内の小中学校においても、児童生徒の感染者が増加傾向にあることや、校内で感染したと考えられる事例が複数発生したことを受け止め、冬季休業期間後の感染防止対策の再徹底についても、下記のとおりお願いいたします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

### 記

#### 1 児童生徒の健康観察について

検温・健康観察を徹底すること。併せて、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合や児童生徒の家族に体調不良者がいる場合には出席停止にするなど、ウイルスを学校に持ち込ませないようにすること。登校後に体調を崩した場合には、直ちに帰宅させること。

#### 2 学習活動におけるマスク着用の徹底等について

マスクが着用されない中で活動が行われ、感染が拡大したと考えられる事例が県内で複数報告されている。飛沫拡散防止の観点から、学習活動を行う際には、原則マスクを着用すること。その際、マスクを正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態）させるとともに、3密を避けるなど、感染防止対策を徹底すること。

また、「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」のP10～16の対策例を参考に、各学校で感染防止対策を徹底すること。

なお、「感染リスクが高いとされる学習活動」と位置付けられている活動については、地域の感染が拡大している場合には、マスクを着用していても慎重に実施するとともに、場合によってはこれらの活動を一時的に控えるなど適切に対応すること。

### 「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」 P 1 1 より

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ①各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ②音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

### 3 換気について

気候上可能な限り、常時換気を徹底すること。なお、換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にすること。また、換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

### 4 給食指導について

給食を対面で食べていた児童生徒が感染したと考えられる事例が報告されていることから、以下の点について徹底すること。

#### 「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」 P 1 6 より

＜給食指導における留意点＞

- ・手洗い場の密集を避けつつ、石けんによる手洗い、マスクの着用を徹底する。
- ・配膳については、児童生徒が担当するものを限定したり、教職員が中心に行ったりするなど工夫をする。
- ・配膳を行う児童生徒及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを毎日点検する。
- ・（全員が正面を向くなどして）対面にならないように指導を徹底する。
- ・可能な限り会話を控えるよう指導する。
- ・配膳室が密にならないように入室人数を制限するなどの工夫を行う。

### 5 部活動について

令和2年12月23日付け教義指第802号「冬季休業期間中の感染防止対策の再徹底について(通知)」を踏まえ、引き続き対応すること。

## 6 その他

- 飛沫拡散の対策については、理化学研究所のホームページ内で公開されている「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策（課題代表者：理化学研究所／神戸大学 坪倉 誠）」の資料を参考にすること。



(URL:<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>)

- 送付資料

令和2年12月23日付け教義指第802号「冬季休業期間中の感染防止対策の再徹底について(通知)」(写し)

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること

担 当 市町村支援部義務教育指導課

教育指導担当 田邊・浅井

電 話 048-830-6778

体育（保健体育を含む）に関すること

担 当 県立学校部保健体育課

学校体育担当

電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること

担 当 県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963